

令和2年第5回臨時会（10月20日）

会議に付した事件は次のとおりである。

- 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度月形町一般会計補正予算第7号）
- 議案第72号 常勤特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第73号 令和2年度月形町一般会計補正予算（第8号）
- 同意案第12号 月形町副町長の選任について

（開会前に月形町長選挙において当選された上坂町長の挨拶が行われた）

- **議長 金子 廣司** ただ今の出席議員は8人です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただ今から、令和2年第5回月形町議会臨時会を開会いたします。

（午前10時04分開会）

直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時04分開議）

議事日程第1号はお手元に配付のとおりであります。

◎ 日程1番 議席の変更及び指定

- **議長 金子 廣司** 日程1番 議席の変更及び指定を行います。

9月27日に執行されました月形町議会議員補欠選挙において当選されました、若井 昭二議員の議席について、月形町議会会議規則第4条第2項及び同条第3項の規定により、議長において議席の変更及び指定を行います。

議席番号4番 大釜登議員の議席を5番に、議席番号3番 松田順一議員の議席を4番に、議席番号2番 我妻耕議員の議席を3番に、議席番号1番 東出善幸議員の議席を2番にそれぞれ変更し、若井昭二議員の議席を1番に指定します。

ここで、議席番号1番 若井昭二議員から、自席において挨拶をお願いします。

- **議員 若井 昭二** 今回、補欠選挙で選ばれた若井です。町民の方々のために頑張っていきますので、よろしく願いいたします。

◎ 日程2番 会議録署名議員の指名

- **議長 金子 廣司** 日程1番 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第127条の規定により議長において

大釜 登 議員

我妻 耕 議員

の両名を指名いたします。

令和2年第5回臨時会（10月20日）

◎ 日程3番 会期の決定

- 議長 金子 廣司 日程2番 会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日としたいと思っております。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 金子 廣司 異議なしと認め、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

◎ 日程4番 諸般の報告

- 議長 金子 廣司 日程4番 諸般の報告を行います。

閉会中の常任委員の選任について報告します。月形町議会議員補欠選挙で当選されました若井昭二議員の常任委員の選任について、月形町議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長において指名し、令和2年9月30日にまちづく常任委員会委員に選任したので報告します。

◎ 日程5番 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度月形町一般会計補正予算第7号）

- 議長 金子 廣司 日程5番 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度月形町一般会計補正予算第7号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 金子 廣司 副町長。

- 副町長 堀 光一 議案書3ページをお開きいただきたいと思います。

ただ今、上程されました承認第4号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。承認第4号は地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し本議会の承認を求めるものでございます。議案書5ページをお開きください。別紙の専決処分書であります。令和2年度月形町一般会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和2年9月14日に専決処分をし、令和2年度月形町一般会計補正予算第7号を定めたものであります。

補正予算の要旨につきましては、本年9月22日告示、同月27日執行の町議会議員補欠選挙経費の予算補正であります。補正予算第1条であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ185万7,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億1,161万5,000円とするものであります。また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、6ページから7ページに

令和2年第5回臨時会（10月20日）

かけての第1表歳入歳出予算補正によるものです。

16ページをお開きいただきたいと思います。歳出でございます。2款 総務費 4項 選挙費 3目 町議会議員補欠選挙費 補正額185万7,000円、内訳につきましては説明欄に記載のとおり、町議会議員補欠選挙経費でございます。

14ページでございます。歳入ですが、18款 繰越金 1項 繰越金 1目 繰越金 補正額185万7,000円増額でございます。以上で説明を終わります。よろしくご審議のほど、よろしくお願いいたします。

- 議長 金子 廣司 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。お諮りいたします。承認第4号はこの際、討論を省略し原案のとおり承認することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 異議なしと認め、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎ 日程6番 議案第72号 常勤特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程7番 議案第73号 令和2年度月形町一般会計補正予算（第8号）

- 議長 金子 廣司 日程6番 議案第72号 常勤特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程7番 議案第73号 令和2年度 月形町一般会計補正予算（第8号）は、関連がありますので一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 金子 廣司 町長。
- 町長 上坂 隆一 議案書21ページをお開きください。ただ今、上程されました議案第72号 常勤特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。議案書の記以下ですが、常勤特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、常勤特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。附則に次の1項を加える。町長の給料月額は令和2年11月1日から令和2年11月30日までの間に限り、条例第3条第1項の規定にかかわらず、同項に定める額に100分の90を乗じて得た額とするものであります。

このことにつきましては、先般、町民の皆さまにIP電話やホームページ

令和2年第5回臨時会（10月20日）

などでお伝えしました町職員の懲戒処分にかかるものでありまして、処分の内容は酒気帯び運転で逮捕された職員の免職と、個人情報第三者に漏洩した職員の減給の2件で、いずれも月形町職員としては、これまでに例のない不祥事であり、事の重大さを踏まえ、管理監督責任の最も重い立場である私の本年11月の給与を10分の1減額させていただき提案を申し上げます。町行政の信頼を著しく損なうことを町職員が起こしたことにつきまして、改めまして関係の皆さま、町民の皆さまに心底お詫び申し上げますとともに、このようなことを再発させることなく、町行政の信頼回復に取り組んでまいります。以上であります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

なお、本議案に関連する議案第73号につきましては、副町長が説明申し上げます。

- 議長 金子 廣司 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案書23ページをお開きください。議案第73号令和2年度月形町一般会計補正予算（第8号）について、ご説明申し上げます。第1条でございますが、補正予算第8号は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6万8,000円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億1,154万7,000円とするものであります。また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、24ページから25ページにかけての第1表 歳入歳出予算補正によるものであります。

本補正予算につきましては、先ほど、町長が説明申し上げました議案第72号に関連しまして、町長の本年11月の給料を10分の1減額するという予算補正でありまして、議案書34ページになりますが、歳出では2款 総務費 1項 総務管理費 2目 職員給与費において、特別職給与費6万8,000円を減額、それに対する歳入につきましては、32ページ、17款 繰入金 1項 基金繰入金 1目 財政調整基金繰入金を同額の6万8,000円減額するものであります。以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

- 議長 金子 廣司 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 討論なしと認め、以上で討論を終わります。お諮りいたします。議案第72号及び議案第73号は原案のとおり可決することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声

令和2年第5回臨時会（10月20日）

あり）

- 議長 金子 廣司 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程8番 同意案第12号 月形町副町長の選任について

- 議長 金子 廣司 日程8番 同意案第12号 月形町副町長の選任についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、堀広一議員の退席を求めます。

（堀議員 午前10時17分退席）

（堀副町長 午前10時17分退席）

提出者の説明を求めます。

- 議長 金子 廣司 町長。
- 町長 上坂 隆一 議案書37ページをお開き願います。ただ今、上程されました同意案第12号 月形町副町長の選任について、次の者を月形町副町長に選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めらるるものであります。住所は樺戸郡月形町 [REDACTED]、氏名 堀光一、[REDACTED] 生まれの59歳であります。堀氏は、4年前に選任の同意をいただき、平成28年10月1日から副町長として職務を行っていますが、令和2年10月31日で任期満了となることから、再任させていただきたく、ご提案申し上げるものでございます。堀氏は現在、副町長として役場内をまとめあげ、豊富な行政経験に基づき、町内外においても信頼を得ているところであり、副町長とし最適任者であると確信しております。なお、任期については令和2年11月1日から令和6年10月31日までの4年間であります。副町長の選任につきまして、ご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。
- 議長 金子 廣司 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 討論なしと認め、以上で討論を終わります。お諮りいたします。同意案第12号は原案のとおり同意することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 異議なしと認め、本案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

（堀議員 午前10時20分入室）

（堀副町長 午前10時20分入室）

令和2年第5回臨時会（10月20日）

- 議長 金子 廣司 以上で本臨時会に付議されました案件は、全て終了いたしました。会議を閉じます。これをもちまして令和2年第5回月形町議会臨時会を閉会いたします。

（午前10時21分閉会）